

岩手県告示第121号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成25年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
山田町	下閉伊郡山田町織笠の一部

2 調査期間 平成25年2月26日から同年3月29日まで